

6 月 1 4 日 (第 4 号)

平成29年第3回豊能町議会定例会会議録目次

平成29年6月14日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	3
第41号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第42号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件	
第43号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件	
第44号議案 豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター 条例廃止の件	
第45号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件	
（議案提案・質疑・討論・採決）	
第2号議会議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に 対する決議の件	1 1
総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 3
福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 3
町長あいさつ	1 3
閉会の宣告	1 4

平成29年第3回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成29年6月14日（水）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 13名

1番	寺脇 直子	2番	管野英美子
3番	永谷 幸弘	4番	橋本 謙司
5番	井川 佳子	6番	高橋 充徳
7番	小寺 正人	8番	永並 啓
9番	竹谷 勝	10番	福岡 邦彬
11番	高尾 靖子	12番	西岡 義克
13番	川上 勲		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	教 育 次 長	南 正好
上下水道部長	板倉 廣幸	建設環境部長	鴻野 芳樹
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成29年6月14日（水）午後1時00分開議

- 日程第 1 第41号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
第42号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
第43号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
第44号議案 豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター
条例廃止の件
第45号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 2 第2号議会議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に
対する決議の件
- 日程第 3 総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 4 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

開議 午後1時00分

○議長（福岡邦彬君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第41号議案から第45号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会、高尾靖子委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（高尾靖子君）

皆様、こんにちは。

平成29年第3回定例会総務建設水道常任委員会の報告をいたします。

6月6日金曜日午後1時から開会されました。委員会は6名で、橋本副委員長、寺脇委員、高橋委員、竹谷委員、川上委員、高尾の6名であります。委員外出席は福岡議長がおられました。

順次報告いたします。

平成29年第3回定例会に付託されました案件は4件であります。慎重審査をいたしました。

一つ目は、第41号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件であります。

豊能町廃棄物の処理、埋立処理等に関する調査委員会を廃止するというものです。

これに対して、ダイオキシンの調査は終わったのかという質疑がありました。調査委員会の規則に担当事務を記載されており、調査報告書をもってその役目は終えましたとの答弁でした。

調査委員会は何回開いて報酬は幾らくら

い出たのかという質疑に対しては、6回開催し、全体で18万円支出したとの答弁でございます。

続いて、答申が出され再発防止について提言されていますが、組合に対してどのようなアクションを起こしたのか。また本庁内に対してどのように周知徹底されるのかという質疑に対して、提言では組合の解散、情報の公開・徹底、コンプライアンスの徹底の3点が示されています。組合の解散については、まずは廃棄物の処理を優先させることが大事で解散は考えていません。情報公開については今までどおりに広報・ホームページで情報公開の徹底に努めていきます。コンプライアンスについては毎年本町でも研修をやっており、そこへ組合の職員にも参加を呼びかけます。職員にも賠償責任の規定を設けたとのことでございます。

また、組合を存続させる場合の対応についてはの質疑に対して、意思決定過程のフロー化がなかった。両町会議を持っており、両町の副町長や理事が加わっていますので意思決定過程には参画していきたいとの答弁ございました。

また、組合に対し不服申し立てしても1年間ほったらかしにされた。町長・副町長に面会に来ても記録をとっていないという。記録くらい残すべきだと思うが、これについては今後はどうするのかという質疑に対して、仲介業者との面会の分だと思いますが、秘書を介さずに会われていた。今は秘書を通じて面会をしていただくようになっています。町長・副町長のスケジュール帳で管理しているので心配はないと思っていますとの答弁でした。

また、組合を解散する判断はどうかという質疑に対しては、公的な場では申し上げにくい。私見としては、汚染物処理を完全に終了させたとしてもダイオキシン

問題対策協議会があり、汚染物が流れ込んでいるという問題もあるので、それを十分に鑑みて解散に持っていきたいとの答弁でした。

討論なし。採決、全員挙手で可決されました。

次に、第42号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件です。

町には該当される方がいないということだが、一般的にはどのような場合に該当するのかという質疑に対して、事例としては平成24年度末で退職した者が失業者の退職手当に該当したことがありますとの答弁です。

該当があった場合には町費で負担しないといけないので補正しますと言っていました。がどうかという質疑に対して、現在該当者はいません。今後、該当者が出た場合には補正予算で対応していただきたいと説明しました。

また、適用されている部分が該当したということなのでしょう。という質疑に対して、雇用保険法の改正に伴った部分が今回4月1日までにさかのぼって適用となったものですという答弁です。

本人負担は求めているのかとの質疑に対して、本人負担はあります。

また、公務員は失業手当がないと言われている。本人負担はいつから始まったのかという質疑に対して、本人負担があるのは雇用保険を掛けている人で、職員については雇用保険を掛けていないので本人負担がありませんという答弁です。

該当する方はいるのかという質疑に対して、職員でいきますと非常勤職員になります。今回の条例には非常勤職員は該当しないとの答弁でした。

該当する方はいないのではという質疑に対して、ほとんどいません。非常勤は退職

手当条例には該当しませんという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

続いて、第43号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件でございます。

これは非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、同令と同様に改正するとともに、規定の整備を行うという説明でございました。

扶養手当は何で安くなったのかという質疑に対して、国の扶養手当の加算額に応じて決まっています。それに合わせて変わったということです。国のほうも配偶者にかわって子どものほうに手当を厚くするようになったとの答弁でした。

該当する方はおられるのかという質疑に対して、何人かはおられますとの答弁でした。

災害で適用される方はいるのかとの質疑に対して、事例としてあります。療養で補償したことがありますとの答弁です。

非常勤消防団員等の等とは何を指しているのかとの質疑に対して、消防団員と同じように民間の方で協力いただいた方ですとの答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

続いて、第45号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

質疑は、観光整備拠点は計画を立ててやると言っていたが、どうなっているのかという質疑に対して、観光拠点整備で今年度考えているのは、道の駅、右近の郷、志野の里を観光拠点として予算を計上しています。不採択となったのはそれ以外の部分で、高山城跡の整備を高山自治会に対し補助金

として出す分ですとの答弁です。

計画策定と拠点整備がリンクしないのではないかという質疑に対して、今後はそのようになっていきますが、高山城跡の整備については先行して実施するほうが有益であると判断したからとの答弁でございました。

また、顕彰会と町との関係と寄贈するものの取り扱いを詳しく説明してほしいという質疑に対して、顕彰会とは別に顕彰会実行委員会があり、その実行委員会には豊能町も参画しています。その実行委員会には豊能町観光協会、観光ボランティアの会、余野自治会、高山自治会等が加入しています。町も関係していることから補助金を交付し、マニラの方との交流を記念して記念品の贈呈を行うものですという答弁でございました。

豊能町が加盟しているということは、今後もしろいろな事にかかわっていくということなのかという質疑に対して、町が加入しているとはいえ民間レベルでの交流と考えている。補助金の支出根拠はふるさと活性化補助金という農と観光戦略の一環であり、それを活用して石碑等を送っていただこうと考えています。今後についてはケース・バイ・ケースで、町も支援していきますという答弁でございました。

また、災害特別警戒区域ですね。レッドゾーンの関係で、全然違うところに移転されるのかという質疑があり、今回はときわ台1丁目の住宅で、レッドゾーンとイエローゾーンに当たっている分で、その土地の中で向きを変えることによってレッドゾーンにかからないように建てかえるというものですという答弁であります。

制度的には問題はないけど制度の抜け穴になっていないか心配であった。そのあたりはどうなのかという指摘に対して、土砂

災害特別警戒区域のものを移転なりする分については補助金上問題ありませんという答弁でございました。

状況を知って行ってないか、大丈夫なのかという質疑に対しては、町内でも300弱の建物があります。趣旨自体は、住んでいる住宅に少しでもレッドゾーンから離しましょうというのが趣旨。国や府は一つでもなくしなさいという思いがあるので、こういった制度を拡張していったもの。疑念もあるけれども少しでも減れば被害が減るといふ答弁で、これは3市2町の会議で補助金の制度も話題になりましたということで、今回はまれなケースとの答弁でございました。

その敷地はたまたまであったのはわかるけれども、レッドとイエローが混在している宅地はほかにもあるのかという質疑に対して、今すぐにはわかりませんが、レッドで300家屋ありますという答弁でございました。

この件について住宅販売で補助金活用できるのではということですが、不正にならないよう進めていただきたいという指摘がございました。

討論なし。採決、全員挙手で可決されました。

その他では、当常任委員会のほうで所管事務調査があるということを確認し、当常任委員会は閉会いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福岡邦彬君）

御苦労さんでした。

次に、福祉教育消防常任委員会、管野英美子委員長。よろしくお願ひします。

○福祉教育消防常任委員会委員長（管野英美子君）

皆さんこんにちは。2番・管野英美子です。

それでは、平成29年第3回定例会、福祉教育消防常任委員会の報告をさせていただきます。

6月9日金曜日9時半から開催されました。委員7名全員の出席、委員外出席として高橋副議長に出席いただきました。

付託された案件は2件です。

第44号議案、豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター条例廃止の件。

提案理由は、豊能再始動計画により豊能町立野間口青少年総合スポーツセンターが特定非営利活動法人に運営、維持されることに伴い条例を廃止するものです。

質疑としまして、財政健全化推進プランにおいてはこの施設は100万円しか効果額がない。さまざまな施設が直営になった。ここはなぜ直営にならなかったのかとの問いに対して、財政健全化推進プランの方針が変わっていないこと、豊能再始動計画に引き継いでいるのでその使命を実行したものですとの答弁がありました。

100万円のコストダウンが必要であり、直営である必要はないのか。教育日本一は学力だけでなく体力・気力なども目指されている中、財政健全化推進プランをもってくることに違和感があるとの問いに対して、3月の全員協議会で財政健全化推進プランの検証と、新たに策定した豊能再始動計画について説明いたしました。財政健全化推進プランで取り組んだができなかったため中止したものと、取り組み中であって引き継ぐものの仕分けを行いました。その中、議案で上程している当施設の団体運営があり、実現できれば財政効果はあるということで諦めず取り組みを継続し、豊能再始動計画に位置づけましたとの答弁がありました。

図書館は早い段階で直営になっていた。

7月・1月、2回の自主運営による団体募

集をしたにもかかわらず応募団体が見つからなかったのに直営とならなかった理由はとの問いに対して、2度、一般公募を行った結果、団体からの申し出はなかったが、その後も教育委員会が粘り強く運営団体を探すことにより4月以降も取り組みの継続を行い、豊能再始動計画に引き継ぎましたとの答弁がありました。

2回目の公募は同じ条件か。電気代など30万円ほどの持ち出しが必要になる。条件をどのように変更されて公募されたのかとの問いに対して、7月では経費面ではなく維持管理の人的な面で断念をされた。人の配置では難しいのでNPO団体のような組織でないと難しいと判断していました。再募集時の条件の変更点は、破損など現場の施設のふぐあいは教育委員会で修理というようなことのみ。というのはこの段階で応募の団体が見えてきていましたとの答弁がありました。

2度も応募がなかった。存続を思うのであれば補助なども必要。3年ほどは軌道に乗せるため補助も必要との問いに対して、人を確保するという事などは経費をもったとしても難しいと判断。財政健全化推進プランの趣旨から経費投入は行いませんとの答弁がありました。

各種団体でなくても他の団体に広げたらよかったのではとの問いに対して、学校開放、鍵を貸し出してという形もあるが、財政健全化推進プランの趣旨には沿わないと判断。町内の住民団体によるというのが使命でしたとの答弁がありました。

リスク分担表、特記事項から見て応募条件がむちゃくちゃ。プールは廃止しかないのでは。住民団体の枠、自主運営に固執するのはなぜか。事故があった場合責任はどうかとの問いに対して、プールは使用不能と判断。体育館・グラウンドについては雨

漏りのふぐあいはあるが、団体側からも使用可能の判断。特記等記載は現状を書いていますとの答弁がありました。

教育にお金を使わないとだめです。施設の欠陥で事故が起こったら責任はどこですかとの問いに対して、施設に関しては町、運営に関しては団体ですとの答弁がありました。

AEDは常識で、置くべき。事故が起きた場合の責任はとの問いに対して、団体の責務。貸し出す対応することで協議が進んでいますとの答弁がありました。

当施設は現状で引き渡す。過去には吉川公民館の雨漏りを直して渡したこともあるがとの問いに対して、吉川自治会館はそういう条件で引き渡した。今回は現状のまま渡すと公募しましたとの答弁がありました。

補修、普通大家さんが負担するとの問いに対して、積極的な機能の増進の場合は団体負担です。

廃止ありきではとの答弁がありました。廃止ありきで改修しないで渡すと聞こえる。ひどい雨漏りも団体持ちなのかとの問いに対して、廃止ありきではありません。現状を理解して使っていただく自主運営です。雨漏りの補修は団体が持つということです。完全に理解された団体が手を挙げ協議に応じられたと理解していますとの答弁がありました。

耐用年数はとの問いに対して、プールは27年で耐用年数が終わっている。コンクリートの建築物は約40年との答弁がありました。

公共施設としては終わっている。建てかえ補修はやりたくない。グラウンドは使えるから自主運営でと考えるのではとの問いに対して、大規模改修は想定していません。グラウンドの活用ができるので自主運営はできると想定していますとの答

弁がありました。

指定管理、委託でもない。料金は団体が徴収できるのかとの問いに対して、形態はオイスカと同様、土地の使用貸借、司法上の契約をもって貸すということです。公的団体はNPO法人には議決を必要とせず無償で土地を貸すことができ、施設の運営経費の中であれば他団体へ施設を貸し出した貸出使用料金の徴収は可能ですとの答弁がありました。

体育館は条件を理解の上、他団体に貸すことになるのかとの問いに対して、現在体育館は使用に関して問題なく、団体との協議では積極的な施設の貸し出しを考えておられますとの答弁がありました。

現行の使用単価になるのか。この状況で健全な運営はできるのか。そのあたりの説明責任はできているのかとの問いに対して、経費は示している。同団体はこの施設を活動拠点とされたく、料金体制も条例価格より低料金を設定されています。地域スポーツの貢献を思われてのこのため協議に応じていますとの答弁がありました。

契約期間はとの問いに対して、現在は10月1日開始に向けて進んでいる。9月末までは条例は生きていますとの答弁がありました。

生涯学習施設として今後を見込んでの自主運営を考えるべき。教育日本一の対応の考慮が必要ではないかとの問いに対して、財政再建の方針が町でなされ、教育委員会は自主運営の方法を探ります。民の力を理解し、また財政再建もありといった結果の対応となりました。今後はNPO団体と十分な協議を進め、町民の利用促進に努めますとの答弁がありました。

若い人を育てたい、財政再建との二つの考えがあると思う。今回のNPO団体の代表は議員とのことで、利益供与をしてはい

けないとのことからこのような厳しい形をつけたのかどうかお聞きしたいとの問いに対して、そのようなことは想定せずつくり上げてきました。3月の全員協議会時に教育委員会よりNPO団体に依頼したい旨報告があり、議員の皆さんからは団体があれば受け入れをすればよいとの御意見から今回上程させていただきました。このような流れを理解の上での受け入れ団体であることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

リスクの分担について、見直しの協議に応じることの有無はどうかとの問いに対して、現時点ではこの条件のもとに協議を進めているが、申し出によっては協議の見直しは可能かもしれないとの答弁がありました。

質疑を終結し、2件の賛成討論がありました。

一つ、基本的に反対するものではない。いかに教育に重点を置くかという施策をお願いし賛成する。

二つ、町をより豊かな生涯学習社会にしていきたい。こういった視点からこの施設についても協力体制を整えていただくことを申し添えて賛成する。

挙手全員で可決されました。

第45号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）です。

教育費、社会教育費、ホール運営費、ユーベルホールの空調設備の補修費用です。

質疑といたしまして、工事請負費734万4,000円、一括ではなく個別で何台かという解釈でよいのかとの問いに対して、事務室系統の室外機2台、室内機7台をかえるものですとの答弁がありました。

経年劣化によるふぐあいがこれからも続くと思われる。今後のユーベルホールの運営維持管理について考えはないのかの問い

に対して、適正に管理することが使命です。現実的に一般町民が扱うことは難しいと思われるため、現在のところ運営維持管理等について町民の対応は検討しておりませんとの答弁がありました。

この修理について3月議会に間に合わなかったのか。空調はサービス業として必要なもの。早急な対応を希望する。また修理費はどこからの支出になるのかとの問いに対して、故障は3月末、突然のことでした。予算の都合上仕方がないため扇風機等の対応で乗り切りたい。前年度繰越金で上げており補正の財源の全ての財源調整ということで前年度繰越金2,228万9,000円の増額。この中に空調の工事が含まれるものですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論なし。挙手全員で可決されました。

以上が付託された案件の審査の報告です。午前11時17分閉会という運びになりました。報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

御苦労さまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますことを申し添えます。

第41号議案から第45号議案までの5件に対する質疑を行います。

西岡義克議員。

○12番（西岡義克君）

第45号議案の中で、歳出の衛生費の中で広域ごみ処理事業の負担金757万2,000円が出ておりますが、これは平成29年度の第3回の豊能郡の環境施設組合議会の臨時会において、議案第6号で廃棄物の

処理に関する地域環境対策基金条例の制定について、この部分で出た金額ですか。予算ですか。お伺いします。

○議長（福岡邦彬君）

答弁を求めます。

高尾靖子議員。

○総務建設水道常任委員会委員長（高尾靖子君）

この件については質疑はなかったんですけども、豊能郡広域処理事業として負担金として上がってきておりまして、757万2,000円ですね。これは余野自治会への積立金を積み立てるという負担金と弁護士費用など、これは積立金として上げられてきた負担金でございます。

以上です。

○議長（福岡邦彬君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

西岡義克議員。

（発言する者あり）

○議長（福岡邦彬君）

41から45号議案までです。

○12番（西岡義克君）

緑豊クラブの西岡でございます。緑豊クラブとして、第41号議案、豊能町附属機関に関する条例に対する賛成討論をいたします。

町長は第三者委員会を立ち上げ、ダイオキシン問題の原因、責任の所在、事実の解明、実態の把握、再発防止の提言を求めましたが、答申にあるごとく、委員会には法的権限はなく、限られた権限の範囲内での調査・報告結果となっております。そして第三者委員会は法的権限のある組合議会の百条委員会による解明に期待するとの結論

を出しました。ただし今回の第三者委員会は画期的な成果を残しておると思っております。それは問題解決に向けた取り組みに対する明確かつ重要なポイントを指摘、提言いたしております。

第1点は組合を解散して町の組織で解決を図れということ、第2点は情報公開意識の徹底を図れ、そして第3点はコンプライアンス意識の徹底と職員の責務の明確化を指摘しております。もとよりダイオキシン問題はより早くより安くより安全にが基本原則であり、誰もが望むところであります。

第1点目は、事務手続の不備を組織として黙認したこと、つまり隠蔽工作に走ったことを指摘しております。第2点目においては、廃棄物処理は無害化しても建物解体後の残渣の最終処理は最終処分地ということになる。それを含めて住民に広く情報発信し周知徹底をすることを指摘しております。最後の第3点目に、数多くの法令違反によって町として財政面において多額の損害を受けたことに対して公金を取り扱うことから、職員の賠償責任の規定を整備、また倫理面においても職員の責務の明確化の検討をしてきております。町長は権限のない第三者委員会の答申で豊能町での解決は無理であるということではありますが、第三者委員会の答申にある再発防止に関する提言を解決策の参考にされ、施設組合で権限のある百条委員会との強固な協力体制を図り、より早くより安くより安全な処理に向け頑張ってくださいことを祈願要望いたしまして、賛成討論といたします。

次に、第44号議案、豊能町立野間口青少年スポーツセンター条例廃止の件に対する賛成討論をいたします。

教育は百年の大計であります。

○議長（福岡邦彬君）

全体で賛成討論をされるんですか。一つ

一つ賛成・反対で、まず反対から問いたいと思いますけど。

(発言する者あり)

○議長(福岡邦彬君)

反対ない言うてないのですね。もうちょっと待ってください。

○12番(西岡義克君)

いや誰もいてへんかったから。

○議長(福岡邦彬君)

申しわけない。

先ほど申しました41号議案から45号議案まで5件に対する反対討論がありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

ないようですので、実は非常に言いにくい言葉ですが、反対討論があつて賛成討論があると私は昔からずっと教えられてきましたんでね。ちょっと違和感感じましたので、今、時間とめさせていただきますけど。

討論をよろしくお願いします。

西岡義克議員。

○12番(西岡義克君)

それでは44号議案、豊能町立野間口青少年総合スポーツセンターのセンター条例廃止の件に対する賛成討論をいたします。

教育は百年の大計であります。資源のとばしい日本において、かつて安倍総理が教育大国日本を掲げたわけではありますが、財政が厳しい豊能町においても教育力日本一の施策は妥当な策であります。ただ、生涯学習社会への移行が叫ばれている中、本条例の廃止は一見逆行する施策に見えます。しかし今後の取り組み次第では教育施策として生きてまいります。かつての週休2日制を学校五日制にすりかえるというような無策におちいることなく、今回の議案は教育的な観点での取り組みとし、間違っても

労働問題を教育問題にすりかえるような施策ではなく、教育的な観点での施策として取り組んでいただきたい。つまり教育に基軸を置いた取り組みをすること。無策である財政再建に主眼を置いた施策にはしないように。また、今後、思考力、判断力、郷土愛を育む教育日本一の一端を担う施策として取り組んでいただくことを要望いたします。賛成討論といたします。

続いて、第45号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算に対する賛成討論をいたします。

款・衛生費、項・清掃費、目・塵芥処理費、2・広域ごみ処理事業、19.負担金の豊能郡環境施設組合負担金は、平成29年第3回豊能郡環境施設組合議会臨時会の議案第6号廃棄物の処理等に関する地域環境対策基金の基金条例の制定について起因する補正予算757万2,000円であります。ダイオキシン問題は豊能町の未曾有の大問題であります。施設組合や隠蔽工作に走った不祥事による豊能町の財政面での被害は甚大であります。今後もさらなる財政負担が必要不可欠となると思われます。施設組合においては公金使用という観点から、豊能町の住民、議会への迅速な情報提供を徹底し、施設組合は組合議会と一丸となり、党派を超え、大阪府の参画も含めた積極果敢な対応をされ、より早くより安くより安全に早期解決をされるよう切に願います。加えて豊能町の議会、行政の全面協力も要望し、賛成討論といたします。

以上。

○議長(福岡邦彬君)

議長が頼りないからこういう事態を招いております。まず基本的に会議規則第53条では議長は最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。しかも委員

会ではほとんどが全員賛成という形で報告されておりますので、今後、皆さん賛成討論から入ることは、僕はやってはいけないと思っておるんですけど、私のミスで、ミスというよりも頼りないことでやりましたけど、申しわけなく思います。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

第41号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第42号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第43号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第44号議案、豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター条例廃止の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第45号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第2号議会議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋充徳議員。

○6番(高橋充徳君)

第2号議会議案、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月14日提出。

豊能町議会議長福岡邦彬様。

提出者、豊能町議会議員高橋充徳。賛成者、同、井川佳子。同、小寺正人。同、西岡義克。同、管野英美子。同、永並啓。同、竹谷勝。以上6名でございます。

提案の理由について説明をいたします。

大阪への国際博覧会の誘致・実現に向け提出するものであります。

それでは、案文を読み上げさせていただきます。

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議。

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集めることで、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において、閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡をBIE（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから、人々の叡智により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康に係る様々な課題を克服し、人類の未来に向けてより良い生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。

そこで、豊能町議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成29年6月14日。

豊能町議会。

以上、御審議いただき御賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（福岡邦彬君）

これより、本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に反対の討論を行います。

大阪府・市は、大阪の成長戦略として、2025年に夢洲に万博とともにIR、総合リゾート、カジノをセットで誘致しようとしています。カジノは刑法が禁じる犯罪、賭博そのものであります。日本では既に536万人がギャンブル依存症と言われております。夢洲カジノ万博の誘致がもたらすものは経済効果どころかギャンブル依存症の拡大や不法集団の暗躍などで、万博が掲げるテーマである人類の進歩展望とも、松井知事らが掲げる健康長寿とも相入れないものであります。

また、誘致による建設費、関連事業費など、積算根拠が明瞭にされておらず、近い将来南海トラフ地震が確実と叫ばれているもとの、夢洲カジノ万博によって人口を集中させることは余りにも無謀であります。

読売の世論調査でも、万博会場の近くにカジノを含む総合リゾートを誘致することへの賛否を問うと、反対が過半数の52%で、賛成を20%近く上回っています。夢洲カジノ万博誘致について、府民の合意はない。大阪府・市は夢洲カジノ万博誘致を白紙に戻し再検討すべきです。

以上をもって、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議に反対の討論といたします。

○議長（福岡邦彬君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：2）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。2時までに、あと10分、2時で再開いたします。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条及び75条の規定により、閉会中の所管事務調査を行いたい旨、総務建設水道常任委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

日程第4「福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条及び第75条の規定により、閉会中の所管事務調査を行いたい旨、福祉教育消防常任委員会委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定しました。

議会運営委員会、広報特別委員会、交通特別委員会の各委員長より閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査を許可いたします。以上で、本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

池田勇夫町長。

○町長（池田勇夫君）

平成29年第3回豊能町議会定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議案全て皆さん方御理解をいただき可決

をいただきまして、本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。皆さん方からいただきました御意見、十分に配慮いたしまして執行してまいりたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、昨日でございましたけれども、議員総会を開いていただきまして、私の要望によりまして議長に非常に無理な申し出をしたわけでございますけれども、議員の皆さんそれぞれ配慮いただき御理解をいただいたことに対しまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

町制40年ということでございます。この40年の中できのうのような画期的な議員総会は、私、過去になかったというふうに思っております。私、大変うれしく思いまして、ゆうべはゆっくりと休ませていただきました。それまでは皆さんどのお考えなのかということで非常に心配しておりましたけれども、議長の配慮により皆さん方も御理解いただいたということで、今後におきましては、これからいろいろな問題、難問題があらうかと思っております。その節にも皆さん方とともにこの町をよくするためにそういう流れをつくっていただきたいというふうに思っておりますので、どうかひとつその点御理解のほどよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思っております。

それから、本定例会が終了いたしますとタウンミーティングに寄せていただくわけでございますけれども、総会の際に御報告をさせていただきました。その問題を踏まえて町民の皆さん方と協議をしてみたいというふうに思っております。がしかし町民の皆さん方のことでございますのでそれ以外のことにつきましても多々いろいろな問題点が出てきようかと思っております。がしかしいろいろな流れの中で精いっぱい努力をし、町民の皆さん方に御理解をいただ

けるタウンミーティングにしてみたいというふうに思っておりますので、議員の皆さんも時間がございましたら各会場に出席をしていただきたいというふうに思っております。そのために今回のタウンミーティングしっかりと腹をくくっていかなくてはならないという思いがございます。どうか一つその点につきましても御援助をいただきますようによろしくお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

これをもって、平成29年第3回豊能町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

閉会 午後2時05分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第41号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件

第42号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件

第43号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第44号議案 豊能町立野間口青少年総合スポーツセンター条例廃止の件

第45号議案 平成29年度豊能町一般会計補正予算の件

第2号議会議案 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の
件

総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について

福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 8番

同 9番